# 令和2年度

事 業 概 要

名古屋市食肉衛生検査所

## 食肉衛生検査所 基本理念

- 1 厳正なと畜検査を実施し、家畜特有の疾病や人獣共通感染症の排除に努めます。
- 2 食肉に起因する食中毒を防止するため、と畜場における 食肉の衛生確保に努めます。
- 3 「食肉の安全・安心」をめざして、消費者の信頼が得られると畜検査の実施に努めます。
- 4 検査技術、検査精度の向上を図り、科学的な検査データに 基づいたと畜検査の実施に努めます。

# 目 次

上フ	ᆫᄪ	念
<b>25</b> 7	世名	JEN.

第	1	章	食肉	引衛生	E検2	查月	斤の	概	要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1	沿	革			•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	2
	2	組	L織・	機構	-	•				•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	3	検	查原	斤職員	配員配品	置				•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	4	名	古屋	を おと と と ま と ま と ま と ま と ま と ま と ま と ま と	音	易法	よ施	行	細	則		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	5	食	肉質	与生态	食査別	折長	き委	任	規.	則	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	6	名	古屋	是市组	食肉征	<b>新</b> 生	三検	査	.所	処	务规	見利	呈	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	10
	7	公	:所長	長以「	下代	夬規	程			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
	8	瓏	員の	勤	务時	間の	)特	例	等	に	期~	ナイ	5夫	見利	呈(	抜	す	い	)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
	9	特	殊勤	防務号	手当邦	規則	<b>刂</b> (技	友っ	₽V	١)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
	10	ح	畜植	查	手数制	<b>斗</b> 等	争 •			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
	11	食	肉質	与生态	食査別	听(	建物	勿)	平	面	义	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
	12	検	查队	関係 三	主要信	備品	1 .			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
	13	名	古屋	是市區	有部。	と音	爭場	,	市	場	施詞	安く	の共	見相	莫(	主	な	設	備	)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
	14	食	肉循	5生村	食査原	折^	<b>〜</b> の	交	通	案	村	凶	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	17
	15	南	部市	5場全	全図	•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
第	2	章	٢	畜	検	垄	Ē '	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		20
	1	と	畜検	査の	概要	Ī																											
		(1)	と	畜検	查頭	数				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
		(2)	と	畜検	査の	結	果に	こ基	表~	づく	措	置	に	つ	٧V	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
		(3)	精	密検	查•	•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
		(4)	動	物用	医薬	品,	検』	Ì.		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
		(5)	そ	の他		•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
	2	と	畜検	查頭	数																												
		(1)	月	別と	畜検	查.	頭数	文		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
		(2)	と	畜検	査頭	数	の拊	生利	多(-	平月	戊 :	28	年	度	$\sim$	令	和	2	年	度	)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
		(3)	産	地別	と畜	検	查頭	頁数	汝・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
	3	と	畜検	査結	果に	基	づく	、打	昔置	=																							
		(1)	と	さつ	禁止		解包	<b>大</b> 类	土类	:及	U	廃	棄	件	数	(J	見	引另	J)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
		(2)	全	部廃	棄•	•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
		(3)	_	部廃	棄•	•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
		(4)	#	14女	と室	17	+=1-	+ 2	z l	· <u>本</u>	; <del> </del>	本	: ( E	F t	旦)																		29

4	精钢	密検査件	数																											
	(1)	総計・		•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
	(2)	牛••		•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	31
	(3)	子牛•		•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	32
	(4)	豚・・		•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	33
5	食品	品中の残	留動	物	用图	医薬	品	検:	查	結	果																			
	(1)	検査頭	数及	び	検3	查項	目	数		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		34
	(2)	行政処	分•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	34
第3	章	衛生監視	見指導	導	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	35
1	中共	央卸売市	場南	部	市場	易内	に	お	け	る行	<b>對</b>	生監	記視	指	導															
	(1)	衛生監	視指	導	•		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		36
	(2)	微生物	等汚	染	検3	查•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		37
2	市	内食鳥類	ひ理力	拖割	足に	おり	ナる	5律	5生	注	導	等																		
	(1)	食鳥処	理事	業	のカ	<b>施設</b>	数	ے	食	鳥	処}	里徫	5生	管	理	者	0	配	置	数	,	区	別	•	•	•	•	•		38
	(2)	食鳥処	理施	設	の闘	监視	指	導	件	数、	. [	区另	i] •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	39
	(3)	認定小	規模	食	鳥タ	<b>処理</b>	業	者	の	確	認	犬沙	2、	X	別		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	40
	(4)	検査件	数•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	41
3	輸	ì出食肉額	<b>新生</b> 詞	証明	月書	発行	亍	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	42
第 4	章	講習会	・研作	修·	・見	.学领	等	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	43
1	衛	生講習会	会、丿	見学	之等	<b>の</b> 复	<b>美</b> 旅	11																						
	(1)	衛生講	習会	(D)	実加	<b></b> •	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	44
	(2)	見学者	の受	入	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	44
	(3)	その他		•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	44
	(4)	衛生講	習会		見當	学等	実	施	回	数	及(	び参	帥	者	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	44
2	イ	ベント	等に こ	おに	ける	普及	及尼	各名	经	動	j		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	44
3	研	修 • •		•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	45
第 5	章	調査	研	3	芒	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	46
1	研究	究発表抄	:録																											
	(1)	牛の肝	臓・	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	47
	(2)	牛の黒	褐色	腎	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	48
	(0)	所管す	· 7 ].	*	4日)	テ 抗ル	, <b>7</b>	£.	h·	+- 1	4.5	አ እ	杪	٠Ш	4	h	+-													
	(3)	121 日 9	9 C	亩	勿(	<b>└ 1</b> 万又		C ,	40,	/_	Τ/	J-1 5	)作	Щ.	C	<i>1</i> U	/_													

	(4)	各種食器用洗剤における洗浄力及び除菌効果の比較 ・・・・・・・ 5
	(5)	管内と畜場に搬入された牛及び豚における
		Escherichia albertii 保菌状況調査 ・・・・・・・・・ 5
2	研究	宅・発表一覧(平成 22 年度~令和 2 年度)・・・・・・・・・・ 5

# 第1章 食肉衛生検査所の概要

#### 1 沿革

昭和6年9月 中川区高畑町東大門14に名古屋市立屠場開場 昭和25年5月 屠場法改正により屠場検査事務が政令市に委譲され、名古屋市保健福 祉局の所管となる。 と畜検査員3名 昭和28年7月 組織変更により保健福祉局を衛生局、民生部(その後民生局)に再編、 衛生局の所管となる。 昭和28年8月 屠場法が廃止となり、と畜場法が制定される。 昭和30年10月 愛知県西春日井郡山田村の名古屋市への合併により、私営小田井と畜 場の検査を衛生局が担当する。 名古屋市と畜場 3名 小田井と畜場 2名 計 5 名 昭和37年4月 公衆衛生課検査第一係、検査第二係となり、検査第一係は名古屋市と 畜場、検査第二係は小田井と畜場の検査を担当する。 検査第一係 4名 検査第二係 4名 計8名 昭和40年3月 小田井と畜場改築 昭和40年6月 食肉衛生検査所(課長公所)を設立し、管理・検査・小田井検査の3係 をおく。 所長(課長)1名 管理係2名 検査係6名 小田井検査係5名 計 14 名 昭和41年3月 食肉衛生検査所建物完成 昭和45年3月 増設工事完成(微生物室、その他) 昭和45年4月 管理係、検査第一係、検査第二係、検査第三係に機構を改革し4係と なる。 所長(課長)1名 管理係4名 検査第一係3名 検査第二係9名 検査第三係(小田井と畜場) 5名 計 22 名 昭和46年4月 検査第一係4名となる。 計 23 名 昭和48年4月 検査第三係7名となる。 計 25 名 昭和48年6月 小田井と畜場検査室改築完成 昭和49年4月 検査第二係10名となる。 計 26 名 昭和59年4月 検査第一係5名となる。 計 27 名 昭和63年1月 増設工事完成(所長室、会議室、更衣室、その他) 平成 元年 12 月 广舎改修工事完成 平成3年3月 庁舎改修(倉庫、車庫) 平成3年4月 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に伴う検査業 務の開始。 平成 5 年 11 月 广舎改修工事完成(微生物室拡張、理化学室排気設備増設) 平成6年4月 主幹(小田井と畜場の衛生検査事務・検査第三係長兼務) 1名 平成6年6月 小田井と畜場休場(平成8年3月廃止)

検査第二係 13 名 計 24 名 平成 8 年 11 月 庁舎改修工事完成(女性用施設充実、理化学・病理検査室の分離・拡張等) 平成 8 年 12 月 と畜場法省令一部改正(HACCPの概念の導入)

所長(課長)1名 主幹1名 管理係4名 検査第一係5名

平成7年4月 検査第三係(小田井と畜場担当)がなくなり3係となる。

平成 10 年 4 月	衛生検査担当の主幹1名減員	計 23 名
平成 12 年 4 月	組織変更に伴い健康福祉局と名称変更	
平成 13 年 10 月	BSE 全頭検査始まる。	
平成 14 年 4 月	検査第一係 7 名となる。	計 25 名
平成 15 年 4 月	検査第二係 14 名となる。	計 26 名
平成 16 年 4 月	管理係 5 名 検査第二係 14名(うち嘱託2名)となる。	計 27 名
平成 17 年 4 月	検査第二係 15 名となる。	計 28 名
平成 18 年 4 月	検査第一係8名、検査第二係16名(うち嘱託2名)となる。	計 30 名
平成 19 年 2 月	中央卸売市場南部市場の開場に伴い、食肉衛生検査所を移転。	名古屋
	市南部と畜場でと畜検査を開始。	
平成 25 年 4 月	検査第二係 16 名(うち嘱託 3 名)となる。	計 30 名
平成 25 年 7 月	BSE 検査対象が 48 ヶ月齢超等になる。	
平成 26 年 4 月	管理係6名(うち嘱託1名)、 検査第一係6名となる。	計 29 名
平成 27 年 4 月	検査第一係5名となる。	計 28 名
平成 29 年 4 月	組織改編により、2 係(指導管理係 6 名・検査係 18 名	
	(うち嘱託2名))1主査(監視指導・検査管理)となる。	
	健康牛の BSE 検査を廃止。	
	市内全域の食鳥処理施設の監視指導業務を当所に集約する。	計 26 名
平成 30 年 6 月	と畜場における HACCP に基づく衛生管理の制度化	
	(と畜場法改正)	
平成 31 年 4 月	嘱託(業務補助)1名増員	計 27 名
令和2年4月	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行。	
	指導管理係長の職種を主事から獣医師に変更。	計 27 名

## 2 組織・機構

市長—副市長—健康福祉局長—健康部長—食肉衛生検査所長



# 3 検査所職員配置

(令和2年4月1日現在)

区	分	と畜検査員	事務職員	と畜検査補助員	計
所 :	長	1	-	_	1
	係 長	1	_	-	
指導管理係	主事	-	1	-	6
	獣医師	4	-	-	
主査(監視指 導・検査管理)	主査	1	-	_	1
	係 長	1	_	-	
検査係	獣医師	15	-	-	17
	再任用 短時間	ı	_	1	
会計年度任用職員	(検査補助)	-	_	1	1
会計年度任用職員	(業務補助)	-	1	-	1
計		23	2	2	27

4 名古屋市と畜場法施行細則

昭和 59 年 4 月 1 日 規則第 63 号 最終改正令和 2 年規則第 123 号

(と畜場設置の許可申請)

第1条 と を 場法 (昭和 28 年法律第 114 号。以下「法」という。) 第4条第1項の規定による許可を受けようとする者は、と 寄場設置許可申請書 (第1号様式) に名古屋市保健衛生関係手数料条例 (平成 12 年名古屋市条例第 47 号) に定める手数料を添えて市長に提出しなければならない。

(と畜場の変更及び廃止の届出)

- 第2条 法第4条第3項の規定による届出をしようとする者は、と畜場構造設備等変更届 (第2号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 と畜場の設置者は、と畜場を廃止したときは、廃止後5日以内にと畜場廃止届(第3 号様式)を市長に提出しなければならない。

(と畜場設置の許可を与えない場所)

- 第3条 法第5条第1項第3号に規定する場所は、次のとおりとする。
- (1) 低湿で排水が充分でない場所
- (2) 学校、公園、病院その他公衆が集合する施設の周囲から100メートル以内の場所(構造設備の状況により、市長が公衆衛生上支障がないと認めるものを除く。)
- (3) その他市長が特に公衆衛生上危害を生ずるおそれがあると認める場所 (と畜場の衛生保持)
- 第4条 と畜場の設置者又は管理者は、法第6条に規定するもののほか、と畜場内の汚染 防止その他公衆衛生の保持をはかるため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 関係者以外の者をみだりにと畜場に出入りさせないこと。
- (2) 食肉運搬用器具及び車両は、清潔で衛生的なものでなければと畜場に出入りさせないこと。
- (3) その他名古屋市食肉衛生検査所長(以下「食肉衛生検査所長」という。) が公衆衛生 上必要と認めて指示した事項

(衛生管理責任者及び作業衛生責任者の配置及び変更の届出)

第5条 法第7条第6項(法第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定による 届出をしようとする者は、衛生管理責任者・作業衛生責任者配置・変更届(第3号様式 の2)にと畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号。以下「規則」という。)第5 条第2項に定める書類を添えて、食肉衛生検査所長に提出しなければならない。

(と畜業者等の講ずべき衛生措置)

第6条 と畜業者その他獣畜のとさつ又は解体を行う者は、と畜場内において獣畜のとさつ又は解体を行う場合には、法第9条に規定するもののほか、次に掲げる事項を遵守しな

ければならない。

- (1) 清潔な衣服及びゴム長靴を着用すること。
- (2) 肉刀類を常に清潔で衛生的な容器に入れておくこと。
- (3) その他食肉衛生検査所長が公衆衛生上必要と認めて指示した事項 (と畜場使用料及びとさつ解体料の認可の申請)
- 第7条 法第12条第1項の規定により、と畜場使用料若しくはとさつ解体料の額の認可を受けようとする者又は認可を受けたと畜場使用料若しくはとさつ解体料の額を変更しようとする者は、と畜場使用料・とさつ解体料認可申請書(第4号様式)又はと畜場使用料・とさつ解体料変更認可申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。(自家用とさつの届出)
- 第8条 法第13条第1項第1号の規定による届出をしようとする者は、自家用とさつ届(第6号様式)にとさつしようとする獣畜の健康診断書を添えて、食肉衛生検査所長に提出しなければならない。

(自家用とさつ解体について遵守すべき事項)

- 第9条 法第13条第1項第1号又はこれに係る同条第2項ただし書の規定により、と畜場以外の場所で獣畜のとさつ又は解体を行う者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 獣畜のとさつ又は解体は、法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる場所その他公衆 衛生上危害を生ずるおそれがある場所で行わないこと。
- (2) 血液、内臓及び汚物は、埋却、焼却その他の方法により汚染防止の措置を講ずること。 (と畜場以外の場所におけるとさつの許可申請)
- 第10条 と畜場法施行令(昭和28年政令第216号。以下「令」という。)第4条第2号 の規定による許可を受けようとする者は、と畜場外とさつ許可申請書(第7号様式)を 市長に提出しなければならない。

(と畜検査の申請)

第11条 法第14条の規定による検査を受けようとする者は、と畜検査申請書(第8号様式)を食肉衛生検査所長に提出しなければならない。

(と畜場外への持出しの許可申請等)

- 第12条 令第5条第1項第1号の許可を受けようとする者は、牛の皮のと畜場外への持出 し許可申請書(第9号様式)を食肉衛生検査所長に提出しなければならない。
- 2 令第5条第1項第2号の許可を受けようとする者は、牛の卵巣のと畜場外への持出し 許可申請書(第10号様式)を食肉衛生検査所長に提出しなければならない。
- 3 令第5条第1項第3号の許可を受けようとする者は、獣畜の肉等のと畜場外への持出 し許可申請書(第11号様式)を食肉衛生検査所長に提出しなければならない。
- 4 食肉衛生検査所長は、令第5条第1項第1号から第3号までの許可をしたときは、と 畜場外への持出し許可書(第12号様式)を交付する。

(検印及びと畜場番号)

第13条 令第9条の規定による検印の押印は、と畜検査員が行う。

2 規則様式第1号の規定によると畜場番号は、次のとおりとする。

と畜場の名称	と畜場番号
名古屋市南部と畜場	2

(書類の経由)

第14条 この規則により市長に提出すべき書類は、食肉衛生検査所長を経由して提出しなければならない。

附 則(令和2年規則第123号)

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

## 5 食肉衛生検査所長委任規則

昭和 45 年 4 月 1 日 規則第 39 号 最終改正平成 29 年規則第 45 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 153 条第 1 項の規定により、次に掲げる事務は、 食肉衛生検査所長に委任する。

- (1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第28条による報告の請求及び臨検検査又は収去 に関すること(と畜場及び名古屋市中央卸売市場南部市場に係るものに限る。)。
- (2) 食品衛生法第30条第2項による監視又は指導に関すること(と畜場及び名古屋市中央 卸売市場南部市場に係るものに限る。)。
- (3) 食品衛生法第54条による行政処分に関すること(と畜場及び名古屋市中央卸売市場南部市場に係るものに限る。)。
- (3)の2 食品表示法(平成25年法律第70号)第6条第1項による指示並びに同条第5項及び第8項による命令に関すること(食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令(平成27年政令第68号。以下「食品表示委任政令」という。)第7条第1項の規定により市長の権限とされたもの(同項ただし書に規定する栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものに関することを除く。以下同じ。)に限る。)(名古屋市中央卸売市場南部市場に係るものに限る。)。
- (3)の3 食品表示法第8条第1項による報告の請求、物件の提出、立入検査、質問又は収去に関すること(食品表示委任政令第7条第1項の規定により市長の権限とされたものに限る。)(名古屋市中央卸売市場南部市場に係るものに限る。)。
- (3)の4 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第3条による許可及び第6条第1項による変更の許可に関すること。
- (3) の 5 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 6 条第 3 項、第 7 条第 2 項、 第 12 条第 6 項、第 14 条及び第 17 条第 1 項第 4 号による届出の受理に関すること。
- (3)の6 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項から第3項までによる食鳥検査に関すること。
- (3)の7 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項による確認規程の認定及び同条第2項による確認規程の変更の認定に関すること。
- (3)の8 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第7項による報告の受理に関すること。
- (3)の9 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第8項による届出の受理及び確認規程の廃止期日の決定に関すること。
- (3)の10 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第9項による指導及び助言に関すること。

- (3)の11 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第20条による措置に関すること。
- (3)の12 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第37条第1項による報告の請求並びに第38条第1項による立入り、検査、質問及び収去に関すること。
- (3)の13 と畜場法(昭和28年法律第114号)第7条第6項(第10条第2項において準用する場合を含む。)による届出の受理に関すること。
- (4) と畜場法第13条による届出の受理及び指示に関すること。
- (5) と畜場法第 14 条による検査及びと畜場法施行令(昭和 28 年政令第 216 号)第 5 条による許可に関すること。
- (6) と畜場法第16条による措置に関すること。
- (7) と畜場法第17条による報告の徴収又は立入検査に関すること。
- (8) と畜場法第18条による施設の使用制限又は停止命令に関すること。
- (9) 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成 14 年法律第 70 号)第 7 条第 2 項による牛の脳及びせき髄その他の厚生労働省令で定める牛の部位を学術研究の用に供するため又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)に規定する医薬品、医療機器及び再生医療等製品の試験検査の用に供するための許可に関すること。

用に供するため又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)に規定する医薬品、医療機器及び再生医療等製品の試験検査の用に供するための許可に関すること。

附 則(平成 29 年規則第 45 号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 6 名古屋市食肉衛生検査所処務規程

昭和 40 年 6 月 16 日 達第 23 号 最終改正 平成 29 年達第 9 号

第1条 名古屋市食肉衛生検査所(以下「検査所」という。)は、健康福祉局健康部に属し、所長 その他必要な職員を置く。

第2条 所長は、上司の命を受けて所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 所長に事故があるときは、あらかじめ所長の定めた職員がその職務を代理する。

第3条 検査所に次の組織を置く。

指導管理係

主査(1)

検査係

2 係の分掌事務は、次のとおりとする。

#### 指導管理係

- (1) 文書の収受、発送及び公印の管守に関すること。
- (2) 人事及び予算経理に関すること。
- (3) 手数料の徴収に関すること。
- (4) と畜場及びその使用者の衛生保持の監視及び指導に関すること。
- (5) と畜場及び中央卸売市場南部市場における食品衛生に関すること。
- (6) 中央卸売市場南部市場における食品表示法による食品表示に関すること。
- (7) 食鳥肉等の衛生に関すること。
- (8) 他係の主管に属しないこと。

主查(監視指導・検査管理)

- (1) と畜場及びその使用者並びに食鳥処理場の衛生保持の監視及び指導に係る企画及び調整に関すること。
- (2) と畜場及び中央卸売市場南部市場における食品衛生の監視及び指導に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 中央卸売市場南部市場における食品表示法による食品表示に係る相談に関すること。
- (4) 肉、内臓等の精密検査の管理に関すること。

#### 検査係

- (1) と畜場におけるとさつ又は解体の検査に関すること。
- (2) と畜場におけるとさつ又は解体の禁止並びに肉、内臓等の廃棄その他の措置命令に関すること。
- (3) 病畜隔離、と畜場の消毒その他の措置命令に関すること。
- (4) 肉、内臓等の精密検査に関すること。
- (5) 中央卸売市場南部市場における移入肉等の検査に関すること。
- (6) 人獣共通感染症の調査に関すること。
- 3 係に係長を置く。
- 4 係長は、所長の命を受け、主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。
- 6 所長は、特別の必要があると認めるときは、第2項の規定にかかわらず、事務を処理させることができる。
- 第4条 所長は、毎月10日及び毎年1月末日までに、それぞれその前月分及び前年分の事業成績を健康部長に報告しなければならない。

附 則(平成29年達第9号)

この達は、平成29年4月1日から施行する。

## 7 公所長以下代決規程

昭和 40 年 3 月 27 日達第 2 号 最終改正 平成 31 年達第 31 号

別表第2 健康福祉局の項中 食肉衛生検査所長

- 1 と畜場法第 5 条第 2 項による処理する獣畜の種類及び 1 日当たり の頭数の制限に関すること。

附則

この達は、平成31年4月1日から施行する。

## 8 職員の勤務時間の特例等に関する規程(抜すい)

昭和49年4月1日達第8号 最終改正 平成31年達第8号

#### 食肉衛生検査所分

	課又は	職員		勤務時	間 等	
局	公所等	の範囲	勤務 区分	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
			A	午前7時45分から 午後4時15分まで	45 分	
健康福祉局	食肉衛生	全職員	В	午前8時45分から 午後5時15分まで	45 分	日曜日及び
	検査所		С	午前7時45分から 午後4時30分まで	60 分	土曜日
			D	午前8時45分から 午後5時30分まで	60分	

## 9 特殊勤務手当規則(抜すい)

平成 15 年 3 月 31 日規則第 67 号 最終改正 平成 31 年規則第 35 号

#### 食肉衛生検査所関係分

勤務内容	勤務内容の細分	手	当
	2333114 11 11 11 11 11 11	金額	備考
と畜場又は中央卸売	と畜検査員の業務	日額1,000円	1日につき3時間50分以
市場南部市場におけ			上勤務の職員。3 時間 50
る作業	と畜検査員の補助業務	日額 850円	分未満勤務の職員は半額

## 10 と畜検査手数料等

## (1) と畜検査関係

#### ア と畜検査手数料(名古屋市保健衛生関係手数料条例)

牛・馬	子牛・子馬・豚・山羊・めん羊
700 円/頭	300 円/頭

#### イ と畜検査等証明手数料(名古屋市手数料条例)

1件当たり 300円

## ウ と畜場使用料(名古屋市南部と畜場条例)

区分	牛	こ牛・豚
と畜場使用料 (外税	2,200円/頭	720 円/頭

#### エ とさつ解体料

区分	牛	牛(経産牛)	こ牛・豚	豚 (大貫)
とさつ解体料(外税)	4,500円/頭	5,500円/頭	1,000円/頭	2, 200 円/頭

### (2) 食鳥検査関係

ア 食鳥処理事業許可申請手数料(名古屋市保健衛生関係手数料条例)

1件当たり 19,000円

イ 食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料(名古屋市保健衛生関係手数料条例)

1件当たり 10,000円

ウ 食鳥検査手数料(名古屋市保健衛生関係手数料条例)

1羽 3円

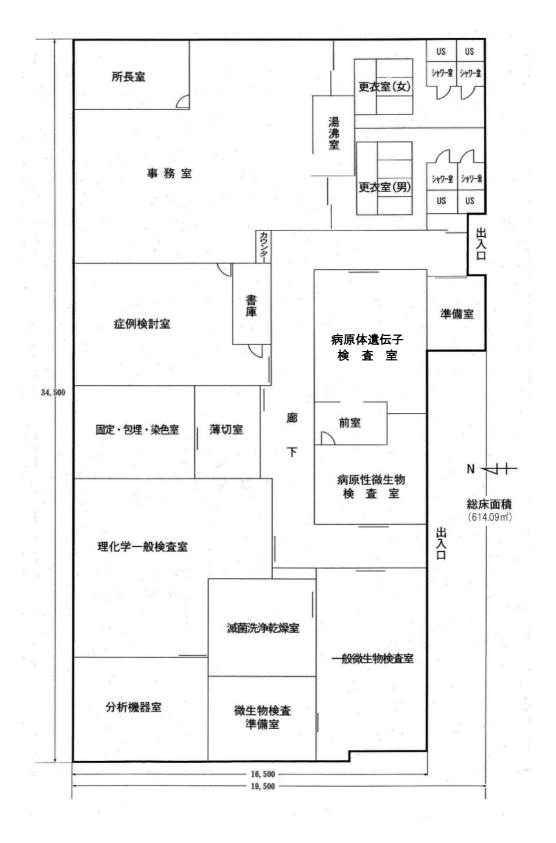
工 確認規程認定申請手数料(名古屋市保健衛生関係手数料条例)

1件当たり 5,500円

才 確認規程変更認定申請手数料(名古屋市保健衛生関係手数料条例)

1件当たり 2,300円

## 11 食 肉 衛 生 検 査 所 ( 建 物 ) 平 面 図



# 12 検査関係主要備品

微生物関係		病理関係		理化学関係	
電子てんびん	5	電子てんびん	1	セミミクロてんびん	1
薬品用冷蔵庫	8	薬品用冷蔵庫	1	電子てんびん	2
メディカルフリーザー	1	自動包埋装置	1	薬品用冷蔵庫	2
煮沸消毒器	1	ミクロトーム	1	冷蔵・冷凍庫	2
オートクレーブ	3	凍結切片作製装置	1	恒 温 器	1
乾 熱 滅 菌 器	1	パラフィン伸展器	1	自動血球計数装置	1
乾燥器	1	パラフィン伸展バス	1	血清分析システム	1
恒 温 器	5	デジタル画像処理機能付顕微鏡	1	純 水 製 造 装 置	2
製 氷 機	1	実 体 顕 微 鏡	1	超音波洗浄器	4
ウォーターバス	5	顕 微 鏡 装 置	1	遠心機	1
ストマッカー	1	カメラ	1	振 と う 器	1
コロニーカウンター	1	ドラフトチャンバー	1	か く は ん 器	3
光 学 顕 微 鏡	2	パラフィンブロック作製装置	1	分注器	2
蛍 光 顕 微 鏡	1	顕微鏡ティーチング装置	1	ホモジナイザー	2
遠心機	4			マニホールドキット	2
かくはん器	4			ドライアスピレーター	1
マイクロチューブミキサー	1			ロータリーエバポレーター	3
分注器	2			ドラフトチャンバー	3
リアルタイムPCR機器一式	1			高速液体クロマトグラフ	4
P C R 機器一式	1			(紫外・可視検出器、蛍光検出器、	
ビーズ用マグネット	2			多波長検出器)	
最高最低温度計	1				
細胞破砕機	1				
マイクロプレートウォッシャー	1				
マイクロプレートリーダー	2				
アルミブロック恒温槽	5				
クリーンベンチ	2				
安全キャビネット	3				

# 13 名古屋市南部と畜場、市場施設の規模(主な設備)

			施 設 概 要						
敷	地 面	積	60, 721 m²						
延	床 面	積	27, 059 m²						
本	館	棟	22, 830 m²						
処	理	棟	4, 229 m²						
			牛 豚						
係	留	所	係留能力 100 頭 840 頭 (+大貫 30 頭)						
ح	畜 解	体	最大処理数 100頭/日 1,000頭/日						
冷	蔵	庫	枝肉冷却室収容頭数 200頭 1,000頭						
せ	ŋ	室	90 席 36 席						
部分	分肉加工加	起設	処理能力 150 頭/日 400 頭/日						
			設置室数 7 室 1 室						
排	水 処	理	と畜解体の排水処理 1,680 m³/日、3 次方式						
焼	却 処	理	[焼却炉(200kg/時)+排ガス処理]×2 系列						
脱	臭 設	備	本館棟 : (薬液洗浄+活性炭)方式 処理風量 800 m³/分						
			処理棟 : (薬液洗浄+活性炭)方式 処理風量 185 m³/分						
			活性炭方式 処理風量 600 m³/分						
洗	車	場	4 台分(10t 車×2 4t 車×2)						
車i	両消毒設	備	2ヶ所(生体搬入車両・一般用)						

## 14 食肉衛生検査所への交通案内図



#### 交通のご案内

#### ●自動車

・名古屋高速4号東海線 (名古屋方面から)船見IC出口降りてすぐ

・伊勢湾岸自動車道路 名港潮見 I Cから約10分

・名四国道 竜宮 I Cから約7分

・中部国際空港から 車で約40分(セントレアライン・知多半島道路経由)

●電車

・名古屋鉄道常滑線 大同町駅・柴田駅より徒歩 25 分

●市バス

・船見町バス停より徒歩 10 分

#### 名古屋市食肉衛生検査所(名古屋市中央卸売市場南部市場内)

名古屋市港区船見町1番地の39(〒455-0027)

電 話 052-611-4929

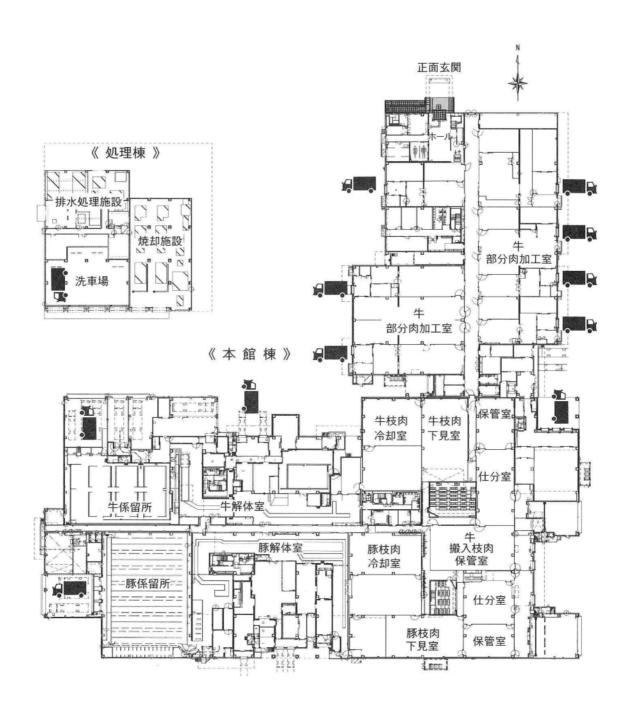
FAX 052-611-7566

E-Mail a6114929@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

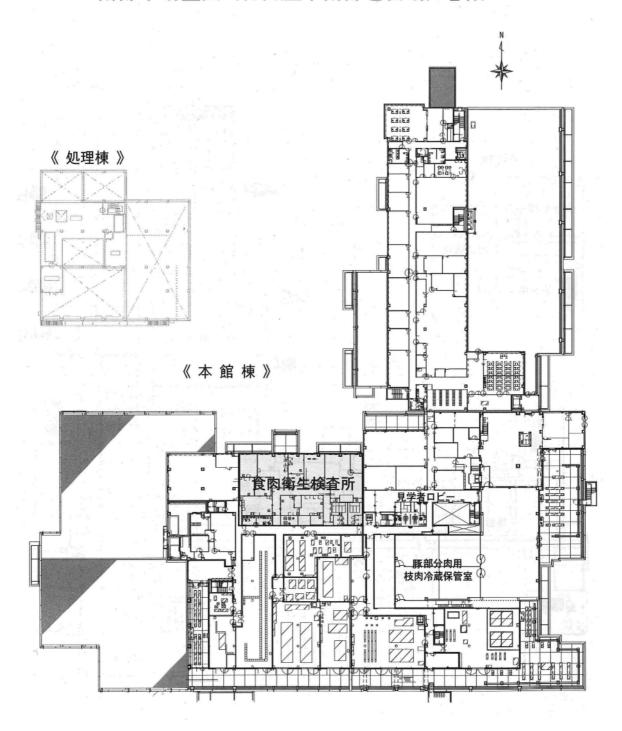
ホームページ

http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-7-14-0-0-0-0-0-0-0.html

## 15 南部市場全図(名古屋市南部と畜場) 1階



# 南部市場全図(名古屋市南部と畜場)2階



# 第2章 と 畜 検 査

## 1 と畜検査の概要

#### (1) と畜検査頭数

総と畜検査頭数は、184,536 頭で、前年度に比較して 5,026 頭の増であった。 畜種別内訳は、牛 7,076 頭(前年度より 286 頭の減)、豚 177,447 頭(前年度より 5,301 頭の増)、子牛は 13 頭(前年度より 11 頭の増)であった。

#### (2) と畜検査の結果に基づく措置について

と畜検査の結果、廃棄等の措置を講じたものの内訳は次のとおりであった。

ア 全部廃棄・・・・183頭

(全部廃棄の内訳)

牛(12頭)・・・ 水腫5頭、牛伝染性リンパ腫2頭、尿毒症5頭

子牛 (1頭)・・・尿毒症 1頭

豚 (175 頭)・・・敗血症 85 頭、膿毒症 86 頭、水腫 2 頭、腫瘍 1 頭、 尿毒症 1 頭

イ 一部廃棄・・・・72,635 頭

総頭数に占める一部廃棄頭数の割合は39.4%にあたり、「炎症又は炎症産物による汚染」の廃棄数が一部廃棄総数の78.7%を占めている。

#### (3)精密検査

精密検査延頭数は、240 頭(牛106 頭、子牛11 頭、豚123 頭)であった。 検査項目別延件数は、6,528 件であり、そのうち敗血症のための検査が、4,355 件で66.7%を占めた。病理検査は主に腫瘍を中心とした肉眼的には不明な病気の解明に、理化学検査は、尿毒症・水腫等を中心に実施した。

#### (4)動物用医薬品検査

残留動物用医薬品検査頭数は、1,290頭(牛110頭、豚1,180頭)、検体数は3,845件(牛330件、豚3,515件)であった。検査項目数は4,340件であり、項目内訳は簡易検査法が3,845件、ホルモン剤、合成抗菌剤等の検査は495件であった。

#### (5) その他

ア調査・研究

と畜検査業務は、常に学術・検査技術の研鑽が求められているため、当所においても業務研修・調査・研究を行い、検査技術資質の向上に努めている。

また、これにより得られた知見を学会、研修等で発表した。

イ 教育・研究機関に対する協力

各種機関からの研修の受け入れを行った。

ウ 消費者等に対する広報教育活動

食肉衛生知識の向上を図るため、と畜場見学者に対し衛生講習会を実施した。

エーと畜検査証明等

関係業者からの申請に基づき、と畜検査証明書を交付した(牛1件、豚足6件、 牛原皮1件、豚原皮9件)。

# 2 と畜検査頭数

## (1) 月別と畜検査頭数

(単位:頭)

月	検査日	<u></u>		牛		子牛	豚	
月	数	ĦΠ	肉用種	乳用種	牛計	一十十	が	
計	248	184, 536	6, 485	591	7, 076	13	177, 447	
4	21	14, 608	500	48	548	2	14, 058	
5	20	13, 489	551	47	598	2	12, 889	
6	22	13, 320	464	48	512	_	12, 808	
7	22	14, 791	719	55	774	_	14, 017	
8	20	13, 254	378	51	429	_	12, 825	
9	20	14, 567	464	58	522	_	14, 045	
1 0	22	17, 376	660	42	702	4	16, 670	
1 1	21	15, 945	724	52	776	2	15, 167	
1 2	21	18, 297	700	47	747	_	17, 550	
1	20	16, 190	477	46	523	2	15, 665	
2	18	15, 212	430	44	474	_	14, 738	
3	21	17, 487	418	53	471	1	17, 015	

## (2) と畜検査頭数の推移(平成28年度~令和2年度)

(単位:頭)

年 度	28	29	30	31	R2
牛	7, 356	8, 202	8, 400	7, 362	7, 076
子 牛	7	6	7	2	13
豚	207, 182	211, 857	217, 491	172, 146	177, 447

## (3) 産地別と畜検査頭数

(単位:頭)

出荷地	平成 31 年度	令和2年度	牛	子牛	豚
総計	179, 510	184, 536	7, 076	13	177, 447
北海道	3	16	16	_	_
青森	143	36	36	_	_
岩手	61	86	86	_	_
宮城	44	8	8	_	-
秋田	132	179	179	_	-
茨城	276	24	24	_	-
栃木	_	1	1	_	-
富山	68	84	84	_	_
山梨	11	-	-	_	-
長野	315	1, 177	225	_	952
岐阜	26, 591	27, 133	158	_	26, 975
静岡	3, 306	2, 828	496	_	2, 332
愛知	134, 946	133, 184	4, 872	13	128, 299
三重	9, 304	13, 487	9	_	13, 478
滋賀	3, 487	5, 411	-	_	5, 411
京都	_	1	1	_	_
奈良	_	1	1	_	-
佐賀	_	1	1	_	-
長崎	3	2	2	_	-
宮崎	405	435	435	_	-
鹿児島	415	442	442	_	_

# 3 と畜検査結果に基づく措置

# (1) とさつ禁止、解体禁止及び廃棄件数(原因別)

		畜種処	分	平成31年度			令和2年度		牛			子牛		豚		豚		
疾病			`	禁止	全部廃棄	部廃棄	禁止	全部廃棄	部廃棄	禁止	全部廃棄	一 部 廃 棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一 部 廃 棄
廃	棄実	頭数		-	125	75, 580	_	188	72, 635	_	12	4, 544	-	1	11	-	175	68, 080
	計			-	125	82, 290	-	188	78, 884	_	12	5, 799	-	1	25	_	175	73, 060
	炭		そ	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	_	-	-
	豚	丹	毒	-	2	_	_	-	_	_	-	_	-	-	_	_	-	_
	サルニ	モ ネ ラ	症	_	-	_		_	_		_	_	_	_	_		_	-
細	結	核	病	_	-	_	_	_	_		_	_	_	_	_		_	-
菌病	ブル	セラ	病	_	-	_	_	_	_			_	_			_	_	_
	破	傷	風	-	-	_		-	_		_	_	-	_	_	_	_	_
	放 線	菌	病	_	-	1		_	2		_	2	_	_	_		_	_
	そ	の	他	_	-	_		_	_	_		_	_				_	-
ウイルス・ リケッチア	豚コ	レ	ラ	-	-	-	_	-	-	_	-	-	-	-	-	-	_	-
リクツナノ   病 	そ	の	他	-	2	_		2	_		2	_	-	_	_	_	_	_
原由	トキソ	プラズ・	マ病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
虫病	そ	の	他	_	-	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
寄	のう	虫	病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
寄生虫病	ジス	トマ	病	_	-	4		-	2	_	-	2	_	-	-	_	_	_
病	そ	の	他	_	_	-	_	_	-	_	-	-	_	_	-	_	_	-
	膿	毒	症	-	47	-	_	86	-	_	-	-	-	-	-	_	86	-
	敗	<u>ш</u> .	症	_	59	_	_	85	_	_	_	_	_	_	_	_	85	_
	尿	毒	症	_	2	_	_	7	_	_	5	_	-	1	_	_	1	_
	黄		疸	_	1	-	_	-	2	_	-	1	_	-	-	_	_	1
その	水		腫	-	8	670	_	7	661	_	5	247	-	-	3	_	2	411
他の	腫		瘍	_	4	3	_	1	3	_	_	1	-	_	_	_	1	2
疾病	中 毒	諸	症	_	-	_	_	-	_	_	-	_	_	-	-	_	-	_
1内	炎症又によ る		物に 染	_	_	64, 322	_	_	62, 105	_	_	3, 165	_	_	11	_	-	58, 929
	変性	又 は 萎	縮		-	6, 755	_	_	6, 592		_	1, 028	_	_	5	_	_	5, 559
	伝達性	海綿状质	脳 症	_	-	_	_	-	_	_	_	-	_	_	-	_	_	-
	そ	の	他	_	-	10, 535	_	-	9, 517	_	-	1, 353	_	_	6	_	_	8, 158

## (2)全部廃棄:全身性の疾病・異常がある場合、獣畜の肉・内臓・皮等、1頭全てを 廃棄する措置

全部廃棄理由

(単位:頭)

	区 分		牛	子牛	豚
敗	ш́	症	_	_	85
膿	毒	症	_	_	86
水		腫	5	_	2
腫		瘍	I	_	1
尿	毒	症	5	1	1
牛伝	染性リン	パ腫	2	_	_
	計		12	1	175

# (3) 一部廃棄

# 一部廃棄件数

	でにな	ţL.	→ LL	<u>11-7÷</u>	\1 
No.	疾病名	牛	子牛	豚	合計
1	肝包膜炎	25	-	3, 393	3, 418
2	肝炎	2, 150	3	10, 206	12, 359
3	胆管炎	259	-	_	259
4	肝小葉壊死	150	-	-	150
5	肝蛭症	2	-	-	2
6	脂肪肝	68	-	582	650
7	好酸球性小葉間静脈炎	43	-	_	43
8	肝膿瘍	145	1	28	174
9	肝硬変	1	_	_	1
10	うっ血肝	15	_	14	29
11	肝その他	_	_	1	1
12	褪色肝	63	1	4, 207	4, 271
13	鋸屑肝	264	1	_	265
14	胆管結石	2	-	_	2
15	寄生虫性肝炎	-	-	6, 961	6, 961
16	肝混濁	-	-	6	6
17	心外膜炎	32	1	6, 290	6, 323
18	心筋変性	9	1	37	47
19	心筋出血	56	-	162	218
20	心肥大	3	-	145	148
21	心筋炎	1	-	_	1
22	心内膜炎	-	-	9	9
23	心筋膿瘍	-	-	1	1
24	心メラニン沈着	1	-	-	1
25	肺炎	164	2	55	221
26	胸膜炎	386	-	5, 748	6, 134
27	異物吸入肺	26	-	-	26
28	血液吸入肺	123	2	1, 327	1, 452
29	肺その他	5	-	1	6
30	肺膿瘍	13	-	1, 894	1, 907
31	肺気腫	127	-	65	192
		<u> </u>	<u>.                                    </u>		ı

# 一部廃棄件数 (続き)

No.	疾病名	牛	子牛	豚	合計
32	豚流行性肺炎 (MPS)	-	-	15, 773	15, 773
33	胸膜肺炎(へモ、APP)	-	-	1,588	1, 588
34	化膿性肺炎	54	1	297	352
35	胃炎	10	-	-	10
36	小腸炎	119	-	-	119
37	腸炎	21	1	8, 324	8, 346
38	大腸炎	15	-	-	15
39	胃腸炎	67	8	1	76
40	直腸周囲脂肪壊死	186	_	-	186
41	腸間膜脂肪壊死	164	-	-	164
42	腸間膜リンパ節乾酪壊死	-	_	61	61
43	腸気泡症	ı	-	34	34
44	ヘルニア	-	-	1, 266	1, 266
45	増殖性腸炎	ı	-	148	148
46	横隔膜膿瘍[サガリ]	6	-	-	6
47	横隔膜変性[サガリ]	36	1	-	37
48	横隔膜炎[サガリ]	224	1	_	225
49	横隔膜膿瘍	45	-	397	442
50	横隔膜変性	5	1	_	6
51	横隔膜炎	94	1	1,893	1, 988
52	腎炎	71	2	303	376
53	腎周囲脂肪壊死	137	-	_	137
54	腎膿瘍	5	-	19	24
55	腎変性	2	-	32	34
56	腎結石	2	_	-	2
57	腎点状出血	1	1	17	19
58	腎梗塞	-	_	2	2
59	のう胞腎	4	_	1, 592	1, 596
60	萎縮腎	_	-	118	118
61	腹膜炎	-	_	5, 021	5, 021
62	頭部膿瘍	3	1	7	11

## 一部廃棄件数 (続き)

No.	疾病名	牛	子牛	豚	合計
63	頭部放線菌症	2	-	-	2
64	舌炎	2	1	-	3
65	舌変性	-	1	-	1
66	皮膚病	-	-	1	1
67	膀胱炎	2	-	-	2
68	膀胱結石	1	-	_	1
69	子宮蓄膿症	-	-	2	2
70	子宮内膜炎	1	_	4	5
71	脾腫	_	_	6	6
72	脾炎	1	_	69	70
73	捻転脾	_	-	17	17
74	卵巣腫瘍	1	_	_	1
75	黄疸	1		_	1
76	筋肉膿瘍	46	1	6, 325	6, 372
77	筋肉出血	1,061	4	3, 640	4, 705
78	筋肉変性	133	-	601	734
79	筋肉水腫	247	3	411	661
80	関節炎	1		609	610
81	骨折	7	-	225	232
82	異所骨形成			21	21
83	奇形			1	1
84	黒色腫(メラノーマ)			1	1
85	脱臼	-	1	4	5
86	筋肉腫瘍	_	_	1	1
87	脊椎膿瘍	_	-	237	237
88	尾咬症	_	_	41	41
89	尾炎	_	1	_	1

## (4) 事故畜と室におけると畜検査(再掲)

生体検査で疾病・異常が疑われた獣畜等 (病畜) は一般のと室ではなく、 専用の事故畜と室でと畜解体及びと畜検査を実施した。

## ア 月別検査頭数

(単位:頭)

	T			(中位・坂)
区分	牛	子牛	豚	計
4月	8	2	107	117
5月	8	1	98	107
6月	7	ı	112	119
7月	8	ı	129	137
8月	8	_	109	117
9月	12	Ι	131	143
10月	9	3	126	138
11月	12	1	95	108
12月	7	ı	96	103
1月	9	2	106	117
2月	11	Ι	99	110
3月	10	1	108	119
計	109 (1. 54%)	10 (76. 9%)	1, 316 (0. 74%)	1, 435 (0. 78%)

注:(%)は、各畜種ごとの全検査頭数に占める割合を示す。

#### イ 検査結果

(単位:頭)

	<u> </u>		分	牛	子牛	豚	計
病	畜	検	查	109	10	1, 316	1, 435
٤	さつ・	解体系	禁止	_	_	_	_
全部廃棄	と畜場	湯法に	よる	9	1	64	74
発   乗	食品衛	生法に	よる	_	_	_	_
_	沿	廃	棄	89	8	1,012	1, 109

# 4 精密検査件数

# (1)総計

	検査項目	延検査	病名	検	細菌検査			原		病理	検査		理化学検査			プリオン検査		その	延
	病名		名決定頭数	查検体数	直接鏡検	培養検査	同定	虫検査	血液検査	細胞診	組織検査	その他	血球検査	血清検査	その他	エライザ	その他	他の検査	延検査件数
総	数	240	102	1,468	340	2,569	1,650	112	2	5	65	29	818	786	23	-	1	129	6,528
病畜の一般検査		102	-	102	204	_		102	ı		-	-	714	678	-	-	-	-	1,698
敗	血 症	116	86	1,266	115	2,525	1,626	I	I	I	ı	I	-	ı	I	ı	ı	89	4,355
膿	毒 症	1	1	11	1	22	24	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	1	48
豚	(敗血症型)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
	(皮膚型)	1	-	3	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
	(関節炎型)	2	_	16	-	16	-	_	_	_	_	_	-	-	_	-	_	_	16
トキ	ノプラズマ病	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
腫	瘍	1	1	11	-	-	-	_	_	1	33	11	-	-	_	-	-	_	45
牛伝	染性リンパ腫	2	2	20	2	-	-	1	2	4	32	18	14	14	-	-	-	17	104
白	血 病	-	_	_	-	-	-	_	_	_	-	-	-	-	_	-	-	_	_
黄	疸	2	-	5	-	_	_	_	_	_	_	_	7	5	2	_	_	2	16
尿	毒症	8	7	29	8	-	-	4	_	-	-	-	48	49	21	-	-	20	150
水	腫	5	5	5	10	_	_	5	_	_	_	_	35	40	_	_	_	_	90
炎	症	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	-	_	-	_	_	-
変	性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
伝達	性海綿状脳症	-	_	-	-	-	_	_	_	_	-	-	-	-	_	-	-	_	_
萎	宿性鼻炎	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
サル	/ モネラ症	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
そ	の他		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

## \_(2)牛\_

	検査項目	延	病名	検	細	菌検	査	原	病理検査				理化学検査			プリオン検査		その	延铃
	病名	延検査頭数	決定頭数	查検体数	直接鏡検	培養検査	同定	虫検査	血液検査	細胞診	組織検査	検   🚧   検	血清検査	その他	エライザ	その他	他の検査	延検査件数	
総	数	106	12	143	202	I	ı	101	2	4	32	18	734	701	19	I	I	35	1,848
病畜の一般検査		92	I	92	184	I	ı	92	-	-	-	I	644	607	I	I	I	I	1,527
敗	血 症	-	I	ı	ı	l	ı	I	-	ı	-	I	_	-	I	ı	I	I	_
膿	毒症	-	1	1	-	-	-	1	1	1	1	-	-	1	1	-	-	1	_
豚丹毒	(敗血症型)	-	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	_
	(皮膚型)	-		-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	_
	(関節炎型)	-	_	-	-	_	_	_	-	-	-	_	-	-	_	_	_	_	-
トキソプラズマ病			-	-	-		-	-	-	-		-	_	-	-	_	-	-	_
腫	瘍	1	1	1	1	-	-	1	1	1	1	1	_	1	1	-	1	1	_
牛伝	牛伝染性リンパ腫		2	20	2	-	-	1	2	4	32	18	14	14	1	-	1	17	104
白	血 病	1	1	1	1	-	-	1	1	1	1	-	_	1	1	-	1	1	-
黄	疸	1	1	2	1	-	-	1	1	1	1	1	_	1	1	-	1	1	2
尿	毒症	6	5	24	6	-	-	3	1	1	1	1	41	40	18	-	1	17	125
水	腫	5	5	5	10	I	-	5	1	-	1	I	35	40	I	I	1	-	90
炎	症	1	1	1	1	I	-	1	1	1	1	1	_	1	1	I	1	-	-
変	性	_	_	_	_		_	_	_	_	_		_	_	_	_	_		_
伝達	性海綿状脳症	_	-	-	_		_	-	_	_	-		_	_	-	_	-		_
萎糸	宿性 鼻炎	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
サル	/ モネラ症	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
そ	の 他	-	-	_	-		-	ı	_	-	_	-	_	_	-	_	-		_

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

# (3)子牛

	検査項目	延検	病名	検	細	菌検	査	原		病理	検査		理化	上学校	食査	プリオ	ン検査	その	延
	病名	<b>使查頭数</b>	病名決定頭数	查検体数	直接鏡検	培養検査	同定	虫検査	血液検査	細胞診	組織検査	その他	血球検査	血清検査	その他	エライザ	その他	他の検査	延検査件数
総	数	11	1	11	22	_	_	11	-	_	_	_	77	79	_	-	_	_	189
病畜	の一般検査	10	ı	10	20	ı	ı	10	I	I	-	ı	70	71	I	-	ı	ı	171
敗	血 症	I	I	-	-	I	ı	I	l	l	-	I	-	1	l	-	I	ı	_
膿	毒 症	I	I	-	-	I	ı	I	I	l	-	I	-	1	l	-	I	ı	_
豚	(敗血症型)	ı	ı	-	-	ı	_	I	ı	ı		ı	-		ı	_	I	-	-
	(皮膚型)	_	_	_	_	-	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-	_	-	-
714	(関節炎型)	_	_	_	_	-	_	_	ı	-	_	_	_	_	_	-	_	-	-
トキン	ノプラズマ病	-	-	_	_	-	_	_	ı	-	_	-	_	_	ı	-	_	-	-
腫	瘍	-	-	_	-	ı	_	ı	ı	ı	_	-	_	_	ı	-	ı	ı	-
牛伝	染性リンパ腫	ı	ı	ı	ı	I	_	ı	I	ı	ı	ı	_	_	ı	_	ı	I	_
白	血病	I	I	-	-	I	ı	I	l	I	ı	I	-	1	l		I	ı	_
黄	疸	I	I	-	-	I	ı	I	l	l	ı	I	-	1	l		I	ı	_
尿	毒 症	1	1	1	2	I	_	1	I	ı	ı	ı	7	8	ı	_	I	I	18
水	腫	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-
炎	症	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-
変	性	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
伝達作	生海綿状脳症	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
萎絲	宿性 鼻炎	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
サル	・モネラ症	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
そ	の他	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

# (4)豚

	検査項目	延铃	病名	検	細	菌検	査	病理検査			理化	匕学椅	食査	プリオ	ン検査	その	延铃		
	病名	延検査頭数	病名決定頭数	<b>查</b> 検体数	直接鏡検	培養検査	同定	虫検査	血液検査	細胞診	組織検査	その他	血球検査	血清検査	その他	エライザ	その他	他の検査	延検査件数
総	数	123	89	1,314	116	2,569	1,650	_	-	1	33	11	7	6	4	ı	ı	94	4,491
病畜	の一般検査	_	ı	ı	_	ı	ı	ı	I	I	I	ı	-	-	I	I	I	l	
敗	血 症	116	86	1,266	115	2,525	1,626	ı	l	I	I	ı	-	-	l	I	I	89	4,355
膿	毒症	1	1	11	1	22	24	ı	l	I	I	ı	-	-	l	l	I	1	48
1137	(敗血症型)	_	ı	ı		l	I	ı	l	I	l	ı	-	-	l	l	I	l	-
豚丹毒	(皮膚型)	1	ı	3		6	ı	ı	I	I	l	ı	-	-	l	l	I	l	6
———	(関節炎型)	2		16	_	16	ı		ı	ı	l		-	-	l	ı	I	ı	16
トキン	プラズマ病	_			_		-		ı	ı	I		-	-	l	ı	I	ı	-
腫	瘍	1	1	11	_	ı	ı	ı	I	1	33	11	-	-	I	I	I	I	45
牛伝	染性リンパ腫	-	1	ı	_	ı	ı	1	I	I	I	ı	-		I	I	I	I	-
白	血 病	-	1	ı	_	ı	ı	1	I	I	I	ı	-		I	I	I	I	-
黄	疸	1	ı	3		ı	ı	ı	I	I	l	ı	7	5	1	I	I	1	14
尿	毒症	1	1	4		ı	I	ı	I	I	l	ı	-	1	3	I	I	3	7
水	腫	_	-	ı	_	ı	ı	-	ı	ı	ı	-	-	-	l	I	l	ı	-
炎	症	_	ı	ı		l	ı	ı	l	I	l	ı	-	-	l	l	I	l	-
変	性	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
伝達性	生海綿状脳症	_	-	-	_	_	-	-	-	-	_	-	_	_	_	_	-	_	_
萎絲	富性 鼻炎	_	_	-	_	_	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サル	・モネラ症	-	_	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ	の 他	-	_	_	_	_	_	_	-	-	_	_	_	_	ı	_	-	_	_

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

# 5 食品中の残留動物用医薬品検査結果 (1) 検査頭数及び検査項目数

(1) 恢宜與級及	. 少快生垻日剱	総数	牛	豚
	検 査 頭 数	1, 290	110	1, 180
	検 体 数	3, 845	330	3, 515
	項     数	4, 340	495	3, 845
	簡 易 検 査 法	3, 845	330	3, 515
	分 別 推 定 法	24	6	18
	オキシテトラサイクリン	1	1	-
抗生物質	クロルテトラサイクリン	1	1	-
加生物貝	テトラサイクリン	1	1	-
	ベンジルペニシリン	-	_	-
	エトパベート	18	6	12
	オ ル メ ト プ リ ム	18	6	12
	クロピドール	18	6	12
	スルファキノキサリン	18	6	12
	スルファクロルピリダジン	18	6	12
	ス ル フ ァ ジ ア ジ ン	18	6	12
	ス ル フ ァ ジ ミ ジ ン	18	6	12
	スルファジメトキシン	18	6	12
合成抗菌剤	スルファチアゾール	18	6	12
日以1儿图月1	スルファドキシン	18	6	12
	スルファピリジン	18	6	12
	スルファベンズアミド	18	6	12
	スルファメトキサゾール	18	6	12
	スルファメトキシピリダジン	18	6	12
	スルファメラジン	18	6	12
	スルファモノメトキシン	18	6	12
	トリメトプリム	18	6	12
	ナ イ カ ル バ ジ ン	18	6	12
殺菌剤	チアベンダゾール	18	6	12
ホルモン剤	酢 酸 ト レ ン ボ ロ ン	18	6	12
タント・こう 月1	酢酸メレンゲステロール	18	6	12
	アルベンダゾール	18	6	12
	オキシベンダゾール	18	6	12
寄生虫駆除剤	クロ サ ン テ ル	18	6	12
	ジ ク ラ ズ リ ル	18	6	12
	フ ル ベ ン ダ ゾ ー ル	18	6	12

(2) 行政処分

(単位:頭)

(4) 11/2/23									
行政処分			•保留畜	健康畜					
1] 政処力	牛	豚	検 出 薬 剤	牛	豚	検 出 薬 剤			
食品衛生法による廃棄	_	_	_	_		_			
と畜場法による廃棄		_	_	_	-				

第3章 衛 生 監 視 指 導

# 1 中央卸売市場南部市場内における衛生監視指導

# (1) 衛生監視指導

名古屋市南部と畜場に対し、名古屋市食肉衛生検査所衛生監視指導実施規程に基づき、 生体の受け入れ、と畜解体、枝肉・内臓の冷蔵保管及び入出庫時の取扱い等について、 関係各団体が法令や HACCP プラン等を遵守した自主管理を実施しているかを確認する等、 外部検証を中心とした衛生監視を行った。

南部市場内に併設された食肉施設・販売業者等については、気温の高い夏季及びと畜頭数の増大する年末に、食肉や施設の衛生保持を喚起するため衛生監視を強化し、汚染源の排除や適切な温度・衛生管理を指導した。また、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の導入途上の施設については、導入が推進されるよう助言を行った。

#### ア と畜場の衛生指導

当所において作成したと畜場監視チェックリストや科学的手法を用いた検証、記録の確認により、HACCPシステムの運用状況を検証するとともに、と畜場の施設・設備の保守点検、清掃状況、汚物・排水・廃棄物処理等の一般的衛生管理について適正に実施されているかを確認し、また、HACCPによる衛生管理未導入部分においてはHACCP導入支援を行った。

# (ア) と畜場監視指導実施状況

(件数)

		係留所	7			
	牛	と室	28			
	+	内臓処理室	26			
監視チェックリストを用いた監視		冷蔵庫	16			
(オフライン監視)		係留所	6			
	137	と室	30			
	豚	内臓処理室	25			
		冷蔵庫	16			
記録確認			5			
HACCP 導入確認			13			
その他相談・指導						
計			199			

以上に加え、オンライン監視として、現場検査を行うと畜検査員により、牛豚と室 について 10 月から始業前点検を週 2 回実施した。

# (イ) 科学的手法を用いた検証の実施

施設・設備の ATP 簡易検査	51 検体
ナイフ消毒槽の温度測定	7 回
と畜場内の照度測定	24 回

#### (ウ) HACCP チーム会議への出席

南部市場関係団体で構成された HACCP チーム会議にオブザーバーとして 10 回出席した。

# イ 食品衛生監視指導

# (ア) 許可を要する食品関係営業施設

区 分	施設数	監視指導件数
食肉処理業	9	1, 500
食肉販売業	5	270
食品の冷凍又は冷蔵業	1	42

# (イ) 許可を要しない食品関係営業施設

区 分	施設数	監視指導件数
食品販売業	10	110

# (2) 微生物等汚染検査

枝肉の拭取り検査を実施し、一般細菌数等について微生物汚染状況を調査した。 ア 枝肉拭取り

区分	検体数	項目数合計	一般細菌数	大腸菌数	大腸菌群数	O 1 5 7	O 2 6	O 1 1 1	O 1 0 3	O 1 2 1	O 1 4 5	サルモネラ	黄色ブドウ球 菌	カンピロバクター
総数	15	45	15	15	15	_	_	_	_	_	_	_	_	_
牛枝肉 拭取り	15	45	15	15	15	_	_	_	_	_	_	_	_	_
豚枝肉 拭取り	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_

# イ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク質 (GFAP) の残留量調査

検 体	頭数	検体数
牛枝肉	38	76

# 2 市内食鳥処理施設における衛生指導等

市内食鳥処理場はすべて年間処理羽数30万羽以下の認定小規模処理施設である。「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき食鳥検査員が 監視指導を行い、冷却水・湯漬水の採取や拭き取り、鶏肉の微生物汚染検査を行っている。

# (1) 食鳥処理事業の施設数と食鳥処理衛生管理者の配置数、区別

) 及局处 <del>理事</del> 来(7)		処理事業の施記		食
	食鳥処理	!場*注1		鳥処理
	生鳥から処理	とたいから処理	届出食肉販売業	理衛生管理者*注2
平成 31 年度総数	1	29	1	31
令和2年度総数	1	26	1	28
千 種	_	1	_	1
東	_	_	_	-
北	_	2	_	2
戒	_	3	_	3
山 村	_	7	_	7
中	_	3	_	3
昭 和	_	1	1	2
瑞穂	-	3	_	3
熱田	1	2	_	3
中 川	-	1	_	1
港	_	_	_	_
南	-	1	_	1
守 山	-	_	_	-
緑	_	_	_	-
名 東	_	2	_	2
天 白	_	_	_	_

注1:食鳥処理場施設数は当該年度に稼働実績のあった施設の数を計上。

注2:食鳥処理衛生管理者数は当該年度末の数を計上。

# (2) 食鳥処理施設の監視指導件数、区別

		食鳥処理場		
	総数	生鳥から処理	とたいから処理	届出食肉販売業
平成 31 年度 総数	36	2	34	-
令和2年度 総数	36	6	30	-
千 種	2	_	2	_
東	_	_	_	_
北	2	_	2	_
西	4	_	4	-
中村	7	_	7	-
中	3	_	3	_
昭 和	2	_	2	-
瑞穂	3	_	3	_
熱田	8	6	2	_
中 川	1	_	1	_
港	_	_	-	_
南	2	_	2	_
守 山	<u> </u>	_	_	_
緑	<del></del>	_	_	_
名 東	2	_	2	_
天 白	_	-	_	-

# (3) 認定小規模食鳥処理業者の確認状況、区別

(3 <i>)</i> pC					<u> Д., Б.</u> д.		適合の理由		
	食鳥処理羽数	基準適合羽数	不適合羽数	生体の 状況	体表状		体壁内側 面の状況		l臓 伏況
	埋羽数	台羽数	羽数	廃棄	全部廃棄	一部廃棄	廃棄	内臓 部分 廃棄	内臓 全部 廃棄
平成 31 年度 合計	306, 276	297, 405	8, 871	1, 200	1, 043	1, 111	1, 537	2, 280	1,700
令和 2 年度 合計	231, 106	223, 632	7, 474	1,770	1, 350	698	1, 143	1, 434	1,079
千種	3, 370	3, 352	18	-	-	3	8	5	2
東	-	_	1	_	-	-	-	-	-
北	3, 135	3, 135	1	-	-	1	-	-	1
西	4, 409	4, 409	Ī	-	-	-	-	-	-
中村	38, 077	38, 066	11	-	2	3	5	-	1
中	2, 385	2, 385	-	-	-	-	=	_	-
昭和	_	-	_	-	-	_	-	-	-
瑞穂	4, 564	4, 564	-	_	-	-	_	-	-
熱田	168, 427	160, 982	7, 445	1,770	1, 348	692	1, 130	1, 429	1,076
中川	455	455	_	_	-	_	-	-	-
港	_	_	_	_	-	_	-	-	-
南	3, 083	3, 083	-	_	-	-	_	-	-
守山	_	_	_	_	_	_	-	_	_
緑	_	-	_	_	-	-	_	-	-
名東	3, 201	3, 201	-	-	-	-	-	-	-
天白	_	-	-	-	-	_	-	-	-

# (4) 検査件数

				項	目 数 内	訳	
区分	検体数	項目数	一般細菌数	大腸菌群数	サルモネラ	黄色ブドウ球菌	カンヒ <sup>°</sup> ロ ハ <sup>*</sup> クター
総数	24	98	24	24	24	2	24
処理水	6	24	6	6	6	_	6
拭き取り	16	64	16	16	16	-	16
ささみ	2	10	2	2	2	2	2

# 3 輸出食肉衛生証明書発行

中央卸売市場南部市場内において、輸出食肉処理の適合認定を取得している食肉処理施設に対し、申請に基づき輸出食肉衛生証明書を発行した。

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和2年度
タイ	130 件	74 件	126 件
	(21, 969. 8kg)	(12, 642. 4kg)	(22, 590. 8kg)
	(422 頭)	(206 頭)	(376 頭)
ベトナム	1件	4件	3件
	(計 153.9kg)	(639.3kg)	(461.6kg)
	(計 1 頭)	(14頭)	(12頭)
ミャンマー	_	4件 (540.9kg) (4頭)	1件 (85.2kg) (1頭)
マカオ	_	-	_
合計	131 件	82 件	130 件
	(22, 123. 7kg)	(13, 822. 6kg)	(23, 137. 6kg)
	(423 頭)	(224 頭)	(389 頭)

第4章 講習会·研修·見学等

# 1 衛生講習会、見学等の実施

# (1) 衛生講習会の実施

# ア 作業衛生責任者講習会の実施

と畜業者の4名から受講申込みがあり、計12科目24時間の講習を12日間(1月19日、20日、26日、27日、2月2日、3日、9日、10日、16日、17日、24日、3月2日)にわたり実施した。

## イ 業界団体に対する講習会の実施

業界団体(愛知県食肉事業協同組合連合会、東海食肉業務用卸協同組合)からの依頼に基づき、それぞれ11月13日、11月27日に計16名に対し、食肉販売店におけるHACCPの導入について周知した。

# (2) 見学者の受入

教育機関等の依頼に基づき見学者やインターンシップを受入れ、と畜検査や衛生 的なと畜作業についての説明を行い、食肉の衛生についての啓発を行った。

# (3) その他

中央卸売市場南部市場が実施する夏休み親子見学会へ講師を派遣し、食肉の衛生についての啓発を行った。

# (4) 衛生講習会、見学等実施回数及び参加者

区分	衛生講習会	見学等	その他	<del>ii</del> †
件数	14	4	3	21
参加人数	64	43	56	163

# 2 イベント等における普及啓発活動

例年 10 月に愛知名港花き地方卸売市場で開催されるイベントに参加し、来場者に対しクイズの実施、パンフレットの配布等食肉の衛生に関する普及啓発等を行っているが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響によりイベントが中止となった。

# 3 研修

月 日	内容	受講者
7月7日	有機溶剤作業主任者技能講習	林
7月16日	n	小林
11月11日	ISO/FSSC 食品安全マネジメントシステム内部監	霞
	查員養成研修	
12月11日	第 11 回 FDSC 食品衛生精度管理セミナー	曽田
12月25日	E ラーニング「IS022000:2018 規格解説コース」	大川
1月17日	最新科学機器ソリューションセミナー	曽田
1月21日	E ラーニング「IS022000:2018 規格解説コース」	鬼頭
1月26日	JJ	橋本
2月6日	JJ	霞
2月8日	令和2年度 HACCPトレーナー養成研修	山岸
2月9日	E ラーニング「IS022000:2018 規格解説コース」	牧
3月11、12日	食品衛生監視員 HACCP 上級指導者養成研修	牧

第5章 調 查 研 究

# 1 研究発表抄録

#### (1) 牛の肝臓

全国食肉衛生検査所協議会病理部会第77回病理研修会発表演題

演 題: 牛の肝臓

機 関 名:名古屋市食肉衛生検査所 氏 名:渡戸 欽也

動物名:牛品種:黒毛和種性別:雌年齢:31カ月齢

病 歴:なし

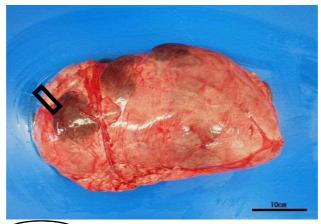
生体所見:一般畜として搬入され、異常は認められなかった。

肉 眼 所 見: 肝臓の大きさは 45×27×12cm で、横隔面及び臓側面は弾力及び硬度のある白色の被膜様構造物で被われていた。被膜様構造物の表面は平滑で光沢があり、肝臓辺縁で凹凸を呈している部分が認められた。割面において厚さは均一ではなく(約 2~25mm)、肝臓表層に限局し、固有肝組織との境界は明瞭であり、充実性で乳白色及び暗赤色を呈していた。また、胆管内に肝蛭等寄生虫は認められなかった。肺では、両葉の表面に凹凸が認められ、割面において直径約 2cm 大で硬結感のある淡桃色結節が多数認められた。その他臓器及び枝肉に著変は認められなかった。

組織所見:肝臓の病変部では、動脈、静脈及び胆管を含む膠原線維及び平滑筋が高度に増生していた。動脈及び静脈は内皮細胞に被われた膠原線維及び平滑筋が血管腔内へ乳頭状に突出することにより狭窄又は閉塞し、一部で出血していた。これら血管の外側には、好酸球及びトルイジンブルー染色でメタクロマジーを呈する肥満細胞が高度に浸潤していた。エラスチカ・ワンギーソン染色により、動脈の弾性板の断裂がみられ、その外側には小動脈が多数認められた。また、肺の病変部では、気管支及び血管の外側に好酸球及び肥満細胞が高度に浸潤しており、膠原線維及び平滑筋の増生が認められた。

固 定 方 法:10%中性緩衝ホルマリン液

切り出し部位:図示



行 政 処 分:全部廃棄 一部廃棄 (肝炎)

組織診断名: 牛の肝臓の好酸球性増殖性小葉間静脈炎

疾病診断名:好酸球性增殖性小葉間静脈炎

# (2) 牛の黒褐色腎

愛知県獣医師会第 58 回学術研究発表会発表演題 牛の黒褐色腎

○渡戸 欽也、木村 明吉、島崎 亜紀、村松 智恵子 名古屋市食肉衛検

#### 【はじめに】

牛の黒褐色腎は、と畜検査において偶発的に見つかることが知られており、433,759 頭中 787 頭 (約 0.18%) で認められたという報告がある。黒褐色腎の原因として、リポフスチン、セロイド、ヘモジデリン又はメラニンの沈着が考えられ、鑑別が必要となる。リポフスチンは、消耗性色素とも呼ばれる脂質由来の色素で、牛では大脳皮質、肝臓、骨格筋等にも沈着し、全身性の沈着が認められることがある。今回、牛の黒褐色腎に遭遇し、病理組織学的に牛の腎のリポフスチン沈着症と診断したので報告する。

## 【材料及び方法】

畜種は牛、性別は去勢雄、年齢は21か月齢、品種はホルスタイン種、体重約850kgで病歴はなく、健康畜として搬入され、生体検査において異常は認められなかった。採取材料は、常法に従い病理切片を作製し、ヘマトキシリン・エオジン(HE)染色、過ヨウ素酸シッフ(PAS)反応、シュモール反応、ベルリン青染色及びチール・ネルゼン染色を施して鏡検した。また、未染色切片を蛍光顕微鏡で観察した。

#### 【結 果】

肉眼所見では、両側の腎臓とも表面が黒褐色を呈しており、割面は皮質部のみ表面同様の着色が認められ、髄質部には著変は認められなかった。腎臓に萎縮、硬結等変化は認められず、包膜剥離は容易だった。また、腎周囲脂肪組織及びその他臓器に著変は認められなかった。組織所見では、胚染色において、近位尿細管の基底線条に、黄褐色の顆粒及び滴状物が認められた。これらは、PAS 反応で赤紫色に、シュモール反応で濃青色に、ベルリン青染色で赤褐色に、チール・ネルゼン染色で淡赤色に染色された。また、紫外線照射で黄橙色の自家蛍光を発した。本症例の黒褐色腎は、近位尿細管への色素顆粒及び滴状物の沈着に起因しており、組織化学的特徴及び自家蛍光は、リポフスチンに一致していた。リポフスチンの鑑別法は、複数の染色法を組み合わせて行うが、これらは脂質からリポフスチンまでの酸化の程度により陽性又は陰性を示す。今回は、実用性を考え、その中から染色にかかる時間が短いものを選択した。リポフスチン沈着症は、加齢、慢性消耗性疾患、慢性薬物中毒、遺伝性、ビタミンE欠乏等に伴って出現するといわれている。本症例は、病歴のない21か月齢の肥育牛であり、他臓器に著変が認められなかったことからリポフスチン出現の原因の特定には至らなかったが、遺伝学的及び栄養学的要因の関与については、今後の課題と思われる。

# (3) 所管すると畜場に搬入された牛から検出された牛伝染性リンパ腫ウイルスの遺伝子解析

愛知県獣医師会第58回学術研究発表会発表演題

所管すると畜場に搬入された牛から検出された牛伝染性リンパ腫ウイルスの遺伝子解析 ○佐橋 祐磨<sup>1)</sup>、 市川 隆<sup>2)</sup>、大島 正昭<sup>1)</sup>、島崎 亜紀<sup>1)</sup>、村松 智恵子<sup>1)</sup>

1) 名古屋市食肉衛検 2) 名古屋市衛研

#### 【はじめに】

牛伝染性リンパ腫は、近年全国的に届出が増加傾向にある届出伝染病である。その発症牛のほとんどが牛伝染性リンパ腫ウイルス(BLV)を原因とする地方病性牛伝染性リンパ腫である。今回と畜検査における牛伝染性リンパ腫の診断の一助とするため、牛伝染性リンパ腫の疫学調査をするとともに、所管すると畜場における牛伝染性リンパ腫の感染実態調査結果を踏まえ考察したので、その概要を報告する。

## 【材料及び方法】

2019 年 4 月から 2019 年 6 月に管内と畜場に搬入された牛のうち 17 農家 170 頭について、BLV 抗体検査を実施した。BLV 遺伝子検査は BLV 抗体調査で陽性であった検体について nested PCR を実施した。BLV 遺伝子検査陽性検体について、PCR-RFLP 法により遺伝子型別を行った。また、遺伝子解析法としてダイレクトシークエンスにより塩基配列を決定し型別を行った。

## 【結果】

BLV 抗体陽性率は 170 頭中 68 頭陽性で 40.0%であった。過去調査と比較すると本調査では抗体陽性率が有意に上昇していた(p<0.05)。PCR-RFLP 法による遺伝子型別の結果、I型が 15 農家 56 頭、III型が 5 農家 6 頭及びV型が 1 農家 1 頭から検出された。また、どの遺伝子型とも異なり型別不能な型(以下変異型)が 1 農家 2 頭で認められた。遺伝子解析の結果、変異型 2 頭は遺伝子型別の I 型に近縁であった。

# 【考 察】

調査の結果、過去の調査結果に比べてどの品種も抗体陽性率が上昇しており、本調査において、品種、月齢に関係なくBLV 抗体陽性牛が増えていた。また、PCR-RFLP 法による牛伝染性リンパ腫に関する遺伝子型別では、過去の調査と引き続き、県内出荷農家において I 型、III型及びV型を認め、愛知県内において BLV の感染が持続していることが示唆された。一方、県内出荷農家 1 農家 2 頭において変異型が認められ、遺伝子解析の結果、変異型 2 例は互いに遺伝的に極めて近縁であり、 I 型と近縁であった。変異型 2 例の検体の出生地はいずれも同一他県であったことから愛知県外出生牛の導入により新たな遺伝子型の移入が考えられ、新たなタイプの BLV が県内の牛に浸潤していく可能性が示された。今後このタイプの BLV が県内出生牛からも検出されるようになるか注視し、引き続き調査を行う必要がある。

# (4) 各種食器用洗剤における洗浄力及び除菌効果の比較

令和2年度食品衛生業務報告会

食肉衛生検査所 〇酒井智美

#### 1 背景

と畜場では、HACCPに基づく衛生管理によりと畜解体を行わなければならない。 私たちが行うと畜検査も、食品である牛豚の枝肉に触れることから衛生的に行う必要がある。と畜検査の SSOP (衛生標準作業手順)を策定するにあたり、と畜検査用ナイフ等の汚れをより効率的に洗浄する食器用洗剤を選定するため、洗浄力比較試験を行った。また、ナイフ等の検査に用いる器具の洗浄用スポンジについても、汚れや水分が残ることで細菌の温床となっている可能性があることから、適正に管理するための方法を検討し、SSOP 策定のための一助としたので報告する。

#### 2 材料及び方法

# (1) 実験室での試験結果による比較

ア ナイフ等の洗剤による洗浄力の比較

ナイフの刃部分の両面に、豚の脂身を加熱溶解したものを  $20\mu$ l ずつ滴下し、コンラージ棒で均一に塗布した。十分乾かした後、片面全体をふき取り、ルミテスターで測定した ATP と、裏面に各洗剤(表 1) $20\mu$ l を塗布して水道水に 3 秒浸漬した後ふき取った ATP を測定し、比較した。また、ナイフの柄部分や 刀ケースと同様な材質での効果を測定するため、シート式プラスチック製まな板( $27\,cm\times20cm$ )に脂身の溶解液 2ml をコンラージ棒で均一に塗布し、乾燥後、まな板を 6 片に分割した(各  $9cm\times10cm$ )。1 片については洗浄せずに ATP を測定し、残りの 5 片には各洗剤  $100\mu$ l を塗布し、水道水に 3 秒浸漬した後表面をふき取って、ATP を測定した。

表 1 使用した洗剤 5種

	液性	界面活性剤濃度	除菌表示**	価格
A	中性	10%		186 円 / ℓ
В	弱アルカリ性	32%		705 円 / ℓ
C	弱アルカリ性	33%	○ (スポンジ除菌には 8ml が必要)	414 円/0
D	中性	37%	○ (スポンジ除菌には 8ml が必要)	519 円/0
E	弱酸性	9%		739 円 / ℓ

<sup>※「</sup>洗剤の除菌表示に関する公正競争規約」により、黄色ブドウ球菌及び大腸菌のそれぞれで、 対照試料に対し生菌数を 1/100 以下に減少させたものは、除菌表示を行うことができる。

## イ スポンジの洗剤による除菌効果の比較

検査後のナイフ等の洗浄に 1 か月間使用したポリウレタン製スポンジ 1 個を水道水で洗って絞った後、均等に 24 分割し、ランダムに 3 片ずつ 8 つのグループ (洗剤 5 種、85  $\mathbb{C}$  の温湯、自然乾燥、無処置)に分け、グループごとに実験を行った (図 1)。それぞれのスポンジ片を 24 時間室温で静置した後、滅菌生理食塩水 50 ml とともにストマッキングし、A  $\mathbb{C}$  プレートに 1 ml ずつ播種して 48 時間後に生菌数をカウントした。

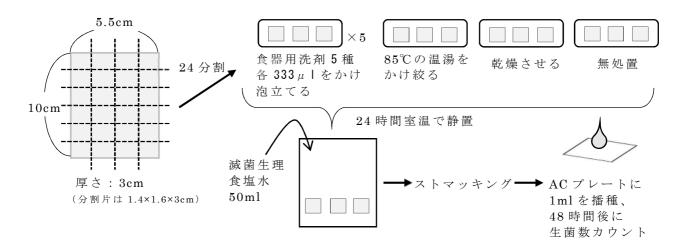


図1 実験室でのスポンジ除菌効果比較

#### (2) と畜控室における洗剤による除菌効果の検証

(1)アの実験室内の試験による洗浄前後の ATP 値の比較及びイによる生菌数の比較から、効果が高いと認められた洗剤 D を選定し、実際に使用する環境下における効果を検証した。と畜控室でナイフ等の洗浄に 1 か月間使用したスポンジ各5 個を水道水で洗って絞り、グループごとにそれぞれを試験に供した(図 2)。翌朝まで室温でスポンジを吊るし、滅菌生理食塩水  $100\,\mathrm{ml}$  とともにストマッキングし、AC プレートに  $1\,\mathrm{ml}$  ずつ播種して  $48\,\mathrm{ml}$  時間後に生菌数をカウントした。

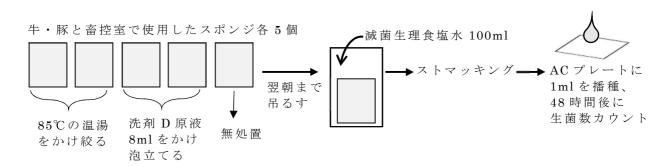


図2 と畜控室でのスポンジ除菌効果

#### 3 結果及び考察

これまで、安価なことから洗剤 A を使用していたが、脂汚れが取り切れないため、コストよりも洗浄力を重視して食器用洗剤を選定することとした。2(1)アで ATP を指標として洗浄力を比較した結果を表 2 及び表 3 に示した。各洗剤の ATP 減少率に大きな差はみられなかったものの、洗剤 B、C、D の洗浄力が A、E に比べてやや高い傾向にあった。B、C、D は A、E に比べ界面活性剤濃度が高いため、この結果になったと推測される。

表 2 ナイフ洗浄前後の ATP 比較

	洗浄前	洗浄後	減少率
	(RLU:ナイフ	/片面あたり)	(%)
A	26,125	4,069	84.4
В	28,646	2,328	91.9
С	25,045	2,123	91.5
D	24,653	2,209	91.0
E	25,828	6,114	76.3

表 3 まな板洗浄前後の ATP 比較

	洗浄前	洗浄後	減少率
	(RLU:まな板	1片あたり)	(%)
A	37,672	14,100	62.6
В	37,672	10,551	72.0
C	37,672	10,170	73.0
D	37,672	11,672	69.0
Е	37,672	18,078	52.0

2(1)イにより実験室内での除菌効果を比較した結果(図 4、表 4)、スポンジを絞り吊るす際に火傷に配慮する必要があるが、 $85^{\circ}$ Cの温湯による管理が最も生菌数が少なかった。次いで、除菌表示により除菌効果を標榜している洗剤 D、C、乾燥の順で除菌効果が高かった。乾燥による管理は、と畜控室の湿気が高く、特に夏場には一晩でスポンジが乾ききることは困難であることから、実際の管理方法としては不適と考えられた。

(CFU:スポンジ1個あたり)

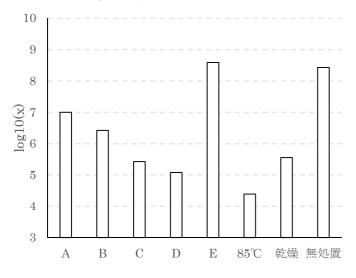


図 4 分割したスポンジの除菌効果比較

表 4 分割したスポンジの生菌数

	生菌	数
	(CFU:スポンジ	1 個 あたり)
Α	$1.0 \times 10^{7}$	(3.73)
В	$2.6 \times 10^{6}$	(0.99)
С	$2.7 \times 10^{5}$	(0.10)
D	$1.3 \times 10^{5}$	(0.04)
E	$3.9 \times 10^{8}$	(144.78)
85°C	$2.4 \times 10^{4}$	(0.01)
乾燥	$3.6 \times 10^{5}$	(0.13)
無処置	$2.7 \times 10^{8}$	(100.00)

() は無処置を100とした時の値

両洗剤は、洗浄力・除菌効果ともに拮抗していたが、当所では業務用サイズの取り扱いがある洗剤 D を選定することとし、2(2)の実験を行ったところ、実際に使用する環境においても高い除菌効果を示すことを確認した(図 5、表 5)。

#### (CFU:スポンジ1個あたり)

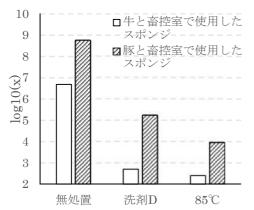


表 5 と 音控室で使用したスポンジの生菌数

	(CI	生 菌 数 (CFU: スポンジ 1 個 あたり)				
	牛と畜	控室	豚と畜	控室		
無処置	4.8 × 10 <sup>6</sup>	(100.00)	5.4 × 10 <sup>8</sup>	(100.00)		
洗剤 D	$5.0 \times 10^{2}$	(0.01)	$1.7 \times 10^{5}$	(0.03)		
85°C	$2.5 \times 10^{2}$	(0.01)	$9.0 \times 10^{3}$	(0.002)		

()は無処置を 100 とした時の値

図 5 と畜控室でのスポンジ除菌効果

以上のことより、当所でナイフの洗浄に使用する洗剤をDとし、スポンジの管理方法は、使用後よく水で洗って絞り、洗剤Dをかけたのちに揉んで泡立てる、あるいは、十分火傷に注意した上で85<sup>C</sup>の温湯をかけて絞り、次回使用時まで吊るすこととした。

SSOP 策定にあたり、衛生的なと畜検査のためには、作業手順同様に効果的な洗剤を選ぶことが重要である。洗剤は界面活性剤濃度が高く、アルカリ性に近いほど汚れが落ちるが、本実験においてもその傾向が見られ、また、除菌表示のある洗剤は実験によって除菌効果が高いことが明らかであった。今回得られた結果をもとにさらなる衛生管理の向上に役立てたい。

# (5) 管内と畜場に搬入された牛及び豚における Escherichia albertii 保菌状況調査

全国食肉衛生検査所協議会東海・北陸ブロック 第 31 回研修会 令和 2 年度食肉及び食鳥肉衛生研究発表会

名古屋市食肉衛生検査所 〇冨山満里奈、大島正昭、山岸純二郎 島崎亜紀、村松智恵子

#### はじめに

Escherichia albertii (以下 E. a) は、2003年に新菌種として分類されたグラム陰性通性嫌気性桿菌であり<sup>[1]</sup>、人における新興下痢症起因菌の一つである。近年、国内において、本菌を原因とする集団食中毒事例が散発している。これまでに、人、野鳥、鶏、豚、猫等の保菌が報告されているが<sup>[2]</sup>、疫学的情報が少なく、家畜の保菌状況や家畜への感染経路、食肉から人に感染する可能性については未だ不明である。

そこで今回、家畜における E.a の保菌状況を解明し、人への感染経路解明の一助とすることを目的とし、当所管内と畜場に搬入された牛及び豚から本菌を分離し、分離株の性状を解析した。さらに、分離陽性農場で追跡調査したので成績を報告する。

#### 材料及び方法

2018 年 11 月~2019 年 11 月に当所管内と畜場に搬入された牛 39 頭(10 農場)及び豚 124 頭(22 農場)の盲腸便または直腸便を採材し検体とした。 *E. a* が分離できた農場のうち 3 農場の豚から 2020 年 3 月~4 月に検体を追加採材した。

検体をノボビオシン加 mEC 培地 10 ml に 1 エーゼ接種し、37℃で一晩培養後、アルカリ熱処理により DNA を抽出した。その後、IysP、mdh、cIpXの 3 遺伝子を標的としたプライマーセットによる Multiplex PCR 法でスクリーニング検査を行った。ここで陽性となった検体の増菌液を 1%キシロース加 DHL 寒天培地に塗布し 37℃一晩培養後、無色コロニーを釣菌し 1%キシロース加 DHL 寒天培地に純培養した。さらに、純培養菌から熱抽出した DNAを用い、Ooka らの nested PCR 法 [3] により E. a と同定した。分離株は、TSI 培地、LIM 培地及び CLIG 培地に接種して生化学的性状を確認し、病原関連遺伝子の検出、制限酵素 Xba I を用いたパルスフィールドゲル電気泳動(PFGE)及び微量液体希釈法による薬剤感受性試験により解析した。

#### 成績

牛 39 頭はすべてスクリーニング検査において陰性であった。豚については、124 頭中 32 頭 (25.8%)、農場別では 22 農場中 11 農場由来の検体で、スクリーニング検査陽性であった (表 1)。このうち 10 農場由来の豚 20 頭 (16.1%) から E.a が 20 株分離された。薬剤感

受性試験の結果、20 株中 17 株 (85%) が供試した 12 薬剤のいずれかに耐性を示し、薬剤別では TC 耐性 (16 株、80%) が最も多かった。また、2 剤耐性株が 4 株、4 剤及び 5 剤耐性株が各 1 株認められた。PFGE 解析の結果、20 株は類似度 70%での型別により  $a\sim d$  の 4 グループに分類された。同一農場由来株は一つの PFGE グループに属する傾向にあったが、2 農場 (F 及び G) 由来株はグループ a 及び c に分類された(表 2)。

そこで、農場 F 及び G と、出荷頭数の多い農場 D を選出し、114 検体の追加採材を行い、新たに 18 株を分離した。当初の分離株と比較して、農場 D 及び G 由来株は PFGE パターンに変化を認めなかった一方で、農場 F 由来株はグループ a のみに分類され、グループ c に分類される株は認められなかった(表 3)。農場 F 由来株は薬剤耐性型も時間経過により変化し、当初分離した 2 株は TC 耐性であったが、追加採材時には TC 耐性及び感受性のいずれの株も認められた。

生化学的性状は全38株共通で、乳糖、白糖及びキシロース非分解性、ブドウ糖分解性、

硫化水素非産生、リジン脱炭酸陽性、インドール陽性、非運動性、セロビオース非分解性、ラクトース分解性、 $\beta$  - グルクロニダーゼ非産生であった。病原関連遺伝子の検査では、全 38 株が、eae (インチミン遺伝子) 及び cdt (細胞膨化致死毒素遺伝子) サブタイプ II III 陽性、志賀毒素遺伝子 (stx) 陰性であった。

表2 表1で分離した 20 株のPFGE 及び薬剤感受性試験の結果

	PFGE	耐性薬剤
農場		ABPC,CEZ,CTX,MEPM,
	グループ	GM,KM,TC,NA,CPFX,
		CL,CP,ST*1
Α	С	TC,CP
Α	С	TC,CP
В	b	ABPC,ST
С	d	ABPC,GM,TC,CP,ST
С	d	ABPC,TC,CP,ST
D	С	TC
D	С	TC
D	С	ABPC,TC
Ε	b	TC
E	b	TC
F	а	TC
F	С	TC
G	а	TC
G	а	
G	С	
Н	С	TC
Н	С	TC
Н	С	TC
I	С	TC
J	b	

\*1使用薬剤 ABPC:アンピシリン、CEZ:セファゾリン、CTX:セフォタキシム、MEPM:メロペネム、GM:ゲンタマイシン、KM:カナマイシン、TC:テトラサイクリン、NA:ナリジクス酸、CPFX:シプロフロキサシン、CL:コリスチン、CP:クロラムフェニコール、ST:スルファメトキサゾール・トリメトプリム

\*2 1回目:2018年11月~2019年11月 2回目:2020年3月~4月

表1 豚農場別のスクリーニング 及び分離の結果

			7.511 -	
農場	生産地 (県)	検体数	スクリーニ ング陽性 (検体数)	分離陽性 (検体数)
Α	愛知	9	2	2
В	愛知	3	3	1
С	愛知	6	2	2
D	岐阜	12	6	3
Ε	愛知	11	3	2
F	愛知	6	5	2
G	愛知	4	3	3
Н	愛知	6	4	3
I	三重	4	2	1
J	愛知	5	1	1
K	愛知	5	1	0
L	愛知	4	0	0
М	岐阜	4	0	0
Ν	滋賀	3	0	0
0	愛知	4	0	0
Р	愛知	4	0	0
Q	愛知	5	0	0
R	愛知	4	0	0
S	愛知	5	0	0
Т	愛知	10	0	0
U	愛知	5	0	0
٧	愛知	5	0	0
	(計)	124	32	20

表3 農場D、F及びG由来株の PFGEパターンの変化

	m +a	+vx ++n± +m * 2	PFGE		
	農場	採材時期*2	(快	体数	.)
			а	С	計
	D	1回目	0	3	3
	D	2回目	0	5	5
	F	1回目	1	1	2
		2回目	10	0	10
٠	G	1回目	2	1	3
		2回目	2	1	3

考察及びまとめ

今回、豚における E.aスクリーニング検査陽性率(25.8%)は国内他地域の調査報告と同

程度であったが、菌分離率 (16.1%) は他の報告と比較して高かった [4,5]。この理由として、今回の調査地域の豚で保菌率が高いことや保菌量が多い可能性の他、本調査で用いた分離培養手法の有用性が示唆された。

生化学的性状及び病原関連遺伝子は分離した 38 株すべて共通で、報告されているものと同様であった  $[^{2}]$ 。農場 D、F 及び G のように 15 か月以上の期間を経ても同一の PFGE グループに属した菌株が分離されたことから、E.a が当該農場に定着している可能性が推測された。

TC に対して耐性を示す分離株が多かったことは、豚でテトラサイクリン系薬剤の使用量が多い[6]こととの関連が示唆された。また、農場 F のように時間経過に伴い農場内で薬剤耐性型の変化を認めたこと、及び、農場 A、B、C、D 及び F のように 2 剤以上に対する耐性菌が分離されたことについて、動物用抗菌性物質の使用状況を反映している可能性がある。厚生労働省が提唱するワンヘルス・アプローチの面から、と畜場搬入豚が保菌する E.aの薬剤耐性状況を、農場における薬剤使用履歴と比較しながら継続して調査する必要があると考えられる。

E.aによる集団食中毒事例は国内で8例報告があるが、そのうち7例は詳細な原因食品が特定されていない [7,8]。本調査において、豚が一定の割合でE.aを保菌していたこと及び本菌が農場に長期的に存在していたことから、人への感染源として豚及びその生産物は無視できないことが示された。今後はE.aによる食肉の汚染状況を調査するとともに、本菌による食肉の汚染が人への感染経路とならないよう、と畜場においては家畜の消化管内容物による食肉の汚染の防止を指導するなど、引き続き食肉の衛生的な取扱いの指導に努めたい。

## 引用文献

- [1] Huys G, Cnockaert M, Janda JM, Swings J: Int J Syst Evol Micr, 53, 807-810(2003)
- [2] 大岡唯祐, 日本食品微生物学会雑誌, 34, 151-157(2017)
- [3] Ooka T et al: Genome Biol Evol, 7, 3170-3179 (2015)
- [4] 佐藤空見子, 永井章子, 小原 準, 遠藤千春, 林 哲也, 大岡唯祐, 瀬戸順次, 村上光一:日本獣医師会雑誌, 73, 265-273(2020)
- [5] Hinenoya A, Shima K, Asakura M, Nishimura K, Tsukamoto T, Ooka T, Hayashi T, Ramamurthy T, Faruque SM, Yamasaki S: Bmc Microbiol, 14,97 (2014)
- [6] 平成 30 年動物用医薬品、医薬部外品及び医療機器販売高年報(動物医薬品検査所)
- [7] 村上光一,平井晋一郎,黒田 誠,長岡宏美,藤本秀士:モダンメディア,66,101-110(2020)
- [8] 床井由紀ら:日本食品微生物学会雑誌,35,159-162(2018)

# 2 研究・発表一覧(平成22年度~令和2年度)

年度	演 題 名	学 会 名 等	発表者名
22	牛の口腔内腫瘍 「食品に対する消費者の意識と は?」食肉衛生検査所見学者のア ンケートについて	全食検協 第 62 回病理部会研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会	中村 小百合 松葉 玲
23	食肉の拭き取り検体における腸 管出血性大腸菌 0157 等の検査法 の検討	平成 23 年度食品衛生業務報告会	安藤 美保
24	豚の骨の腫瘍 豚の肝臓腫瘤	全食検協 東海北陸ブロック研修会 全食検協 第 65 回病理部会研修会	鈴木 佐緒里 對馬 真由歌
25	豚の肝臓腫瘤 牛の上顎部腫瘤 と畜場におけるシャワー式消毒 槽の検討	全食検協 第 66 回病理部会研修会 全食検協 第 67 回病理部会研修会 平成 25 年度食品衛生業務報告会	對馬 真由歌   橋本 幸江   松葉 玲
26	豚の右肩部および頚部腫瘤 豚の腎臓腫瘤 豚枝肉胸部の解体作業工程別微 生物汚染状況調査	全食検協 第 68 回病理部会研修会 全食検協 第 69 回病理部会研修会 平成 26 年度食品衛生業務報告会	橋本 幸江 佐橋 祐磨 岩 賢
27	豚の全身性腫瘍 豚の疣状心内膜炎及び扁桃由来 Streptococcus suis の遺伝子型 別及び病原性関連遺伝子解析	全食検協 第70回病理部会研修会 愛知県獣医師会学術発表会	日比野 拓己市川 隆
28	当所における残留動物用医薬品モニタリング検査の実施状況について 管内と畜場における牛解体ラインの HACCP 導入への取組み 豚の疣状心内膜炎及び扁桃由来 Streptococcus suis の遺伝子型 別及び病原性関連遺伝子解析	全食検協 第 34 回理化学部会研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会 獣医学術中部地区学会 日本獣医公衆衛生学会	井上 裕介 丹羽 毅 市川 隆

年度	演 題 名	学 会 名 等	発表	長者名
29	豚の胸部腫瘤	第74回病理研修会	前田	麻友子
	と畜場の牛枝肉に関する自主管 理認定取得に向けた取り組みに ついて	平成 29 年度食品衛生業務報告会	山口	敏彦
	病理学的検査によるつくね中の 異物の同定について	獣医公衆衛生関係研修会	前田	麻友子
	名古屋市南部と畜場における残 留動物用医薬品等事例の現状と 対策	獣医公衆衛生関係研修会	野田	千帆
	豚の全身性メラノーシスの1例	愛知県獣医師会第56回学術研究発 表会	前田	麻友子
30	食品中の異物への病理組織学的 検査の活用	食品・動物業務事例研究会	渡戸	欽也
	所管すると畜場における牛白血 病の病理学的及び疫学的調査か らみた一考察	全食検協東海北陸ブロック研修会	佐橋	祐磨
	豚の眼の腫瘤	第 75 回病理研修会	渡戸	欽也
	5S 活動を活用したと畜検査の衛 生管理向上について	平成 30 年度食品衛生業務報告会	渡戸	欽也
	と畜検査における衛生標準作業 手順(SSOP)の導入について	愛知県獣医師会第57回学術研究発 表会	渡戸	欽也
31	牛の心臓の腫瘤	第 76 回病理研修会	渡戸	欽也
	所管すると畜場に搬入された牛 における牛白血病の浸潤調査か らみた一考察	全食検協東海北陸ブロック研修会	佐橋	祐磨
	同上	獣医公衆衛生関係研修会	佐橋	祐磨
	低温殺菌法の危険性の検討について	令和元年度食品衛生業務報告会	廣中	彩加
	豚の両側眼瞼に発生した形質細 胞腫の1例	日本獣医師会雑誌第 75 巻第 3 号 (2020)	渡戸	欽也

年度	演 題 名	学 会 名 等	発表者名
R2	牛の肝臓	第 77 回病理研修会	渡戸 欽也
	管内と畜場に搬入された牛及び 豚における <i>Escherichia</i> <i>albertii</i> の保菌状況調査	全食検協東海北陸ブロック研修会	冨山 満里奈
	牛の黒褐色腎	愛知県獣医師会第 58 回学術研究 発表会	渡戸 欽也
	所管すると畜場に搬入された牛 から検出された牛伝染性リンパ 腫ウイルスの遺伝子解析	愛知県獣医師会第 58 回学術研究 発表会	佐橋 祐磨
	各種食器用洗剤における洗浄力 及び除菌効果の比較	令和2年度食品衛生業務報告会	酒井 智美
	管内と畜場に搬入された牛及び 豚における <i>Escherichia</i> <i>albertii</i> の保菌状況調査	令和2年度食肉及び食鳥肉衛生研 究発表会	冨山 満里奈